

報告第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、報告し、承認を求める。

令和7年2月27日提出

令和7年2月27日承認

藤岡市長 新井 雅博

令和6年度藤岡市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度藤岡市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度藤岡市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）	入
				収
第1款 水道事業収益	1,457,482 千円	1,641 千円	1,459,123 千円	
第1項 営業収益	1,282,401 千円	△68,542 千円	1,213,859 千円	
第2項 営業外収益	175,079 千円	70,183 千円	245,262 千円	
支				
第1款 水道事業費用	1,320,958 千円	1,641 千円	1,322,599 千円	
第1項 営業費用	1,238,859 千円	1,641 千円	1,240,500 千円	

第3条 予算第10条の次に次の1条を加える。

(他会計からの補助金)

第11条 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とする事業のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、70,183千円である。

令和6年12月27日

藤岡市長 新井 雅博

令和6年度藤岡市水道事業会計予算実施計画
(収益的収入及び収益的支出)

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業収益			1,457,482	1,641	1,459,123
	1 営業収益		1,282,401	△ 68,542	1,213,859
		1 給水収益	1,242,863	△ 68,542	1,174,321
	2 営業外収益		175,079	70,183	245,262
		7 他会計補助金	0	70,183	70,183

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業費用			1,320,958	1,641	1,322,599
	1 営業費用		1,238,859	1,641	1,240,500
		4 業務費	71,959	1,641	73,600

令和6年度藤岡市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
(1) 当期純利益	52,630,157
(2) 減価償却費	539,376,000
(3) 固定資産除却費	15,625,000
(4) 貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 3,554,933
(5) 長期前受金戻入額	△ 99,873,000
(6) 引当金の増減額 (△は減少)	1,143,517
(7) 受取利息及び受取配当金	△ 16,000
(8) 支払利息	61,498,000
(9) 未収金の増減額 (△は増加)	41,382,404
(10) たな卸資産の増減額 (△は増加)	△ 14,940,819
(11) その他流動資産の増減額 (△は増加)	0
(12) 未払金の増減額 (△は減少)	△ 79,360,274
(13) 前受金の増減額 (△は減少)	0
(14) その他流動負債の増減額 (△は減少)	12,467,200
小計	526,377,252
(15) 利息及び配当金の受取額	16,000
(16) 利息の支払額	△ 61,498,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	464,895,252
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
(1) 有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	△ 881,091,550
(2) 有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入	0
(3) 他会計負担金による収入	24,120,000
(4) 国庫補助金等による収入	0
(5) 国庫補助金等返還による支出	△ 2,043,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 859,014,550
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
(1) 建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	456,800,000
(2) 建設改良費等の財源に充てるための企業債償還による支出	△ 408,601,000
(3) 他会計からの出資による収入	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	48,199,000
資金増加額 (又は減少額)	△ 345,920,298
資金期首残高	1,467,806,863
資金期末残高	1,121,886,565

令和6年度藤岡市水道事業予定貸借対照表
(令和7年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		397,569,144
ロ 建 物	687,382,709	
減価償却累計額	△ 448,379,726	239,002,983
ハ 構 築 物	18,779,787,091	
減価償却累計額	△ 9,396,499,244	9,383,287,847
ニ 機械及び装置	5,444,046,656	
減価償却累計額	△ 3,785,851,886	1,658,194,770
ホ 量 水 器	94,498,062	
減価償却累計額	△ 58,437,524	36,060,538
ヘ 車両運搬具	37,509,856	
減価償却累計額	△ 19,957,411	17,552,445
ト 工具、器具及び備品	62,478,563	
減価償却累計額	△ 46,681,325	15,797,238
チ 建設仮勘定		649,980,704

有形固定資産合計

12,397,445,669

(2) 無形固定資産

イ ダム使用権		2,751,979,704
---------	--	---------------

無形固定資産合計

2,751,979,704

固定資産合計

15,149,425,373

2 流動資産

(1) 現金・預金

(2) 未収金

イ 営業未収金
ロ 営業外未収金
ハ その他未収金
貸倒引当金

1,121,886,565

71,266,930
35,770,170
8,993,147
△ 281,000

115,749,247

(3) 貯蔵品

イ 材料
ロ 貯蔵量水器

23,685,570
2,043,580

25,729,150

流動資産合計

1,263,364,962

資産合計

16,412,790,335

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債
企業債合計

3,948,951,614

3,948,951,614

(2) 引当金

イ 退職給付引当金
ロ 修繕引当金
引当金合計

38,693,000

38,589,299

77,282,299

固定負債合計

4,026,233,913

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債
企業債合計

381,685,891

381,685,891

(2) 未払金

イ 営業未払金
ロ その他未払金
ハ 未払消費税及び地方消費税

12,881,234

0

0

12,881,234

(3) 引当金

イ 賞与引当金
ロ 法定福利費引当金
引当金合計

11,474,000

2,266,000

13,740,000

(4) その他流動負債

イ 預り金

23,756,850

23,756,850

432,063,975

流動負債合計

5 繰延収益

長期前受金
収益化累計額
繰延収益合計

4,678,413,241

△ 1,878,204,348

2,800,208,893

負債合計

7,258,506,781

資 本 の 部

6 資本金		
資本金		8,627,393,804
7 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	97,919,506	
ロ 工事負担金	139,303,067	
ハ 国県補助金	14,686,315	
ニ 他会計負担金	19,172,821	
ホ 他会計補助金	12,073,079	
資本剰余金合計		283,154,788
(2) 利益剰余金		
イ 減債積立金	0	
ロ 当年度未処分利益剰余金	243,734,962	
利益剰余金合計		243,734,962
剰余金合計		526,889,750
資本合計		9,154,283,554
負債資本合計		16,412,790,335

注記

I. 重要な会計方針

平成26年度より、改定後的地方公営企業会計基準を適用し、財務諸表等を作成している。

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産（貯蔵品） 先入先出法による原価法。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法 定額法による。

・主な耐用年数

建物	20～50年
構築物	10～60年
機械及び装置	6～20年
器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法 定額法による。

・主な耐用年数

ダム使用権	55年
ソフトウェア	5年

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額（簡便法により算出）に相当する金額を計上している。

なお、一般会計が負担すると見込まれる金額43,670千円は除く。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4ヶ月分）を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4ヶ月分）を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

4 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。

II. 予定貸借対照表等関連

- 1 担保に供している資産及びこれに対応する債務はなし。
- 2 企業債の償還に係る他会計の負担はなし。
- 3 重要な係争事件に係る損害賠償義務等に関する事項はなし。
- 4 引当金の取崩し

(1) 賞与引当金の取崩し

令和6年度において、期末手当及び勤勉手当として32, 364千円を支給することとなったため、賞与引当金11, 356千円を取り崩した。

(2) 法定福利費引当金の取崩し

令和6年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費として6, 076千円を支給することとなったため、法定福利費引当金2, 241千円を取り崩した。

(3) 貸倒引当金の取崩し

令和6年度において、債権の不納欠損による損失3, 836千円に充てることとなったため、貸倒引当金3, 836千円を取り崩した。

III. リース契約により使用する固定資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

IV. その他の注記

新会計基準移行に係る経過措置

(1) 修繕引当金に関する経過措置

平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととする。

(2) みなし償却制度の廃止に伴う経過措置

平成26年3月31日における償却資産の取得又は改良に充てるための補助金等で、現に資本剰余金として整理している額については、平成26年3月31日以前に取得又は改良した資産で、取得又は改良した資産と補助金との対応関係を個別的に把握できる資産を除いたすべての資産（ただし、補助金等を充てずに取得又は改良したことが明らかな資産は除く。）を対象とした按分等の方法を用いて合理的に整理している。